

第2回大阪市路上喫煙対策委員会 次第

日 時：平成19年5月16日（水）

午前9時30分

会 場：市役所P1 会議室

1 開 会

2 議 題

- ・「路上喫煙禁止地区」の選定について
- ・その他

3 閉 会

（配付資料）

資料1 第2回大阪市路上喫煙対策委員会資料

資料2 付属資料（インターネットアンケート）

第2回大阪市路上喫煙対策委員会資料

大阪市環境局

平成19年5月16日

第1回委員会のまとめ①

- 喫煙する自由の制限に対する配慮と市民等の安全・安心・快適な生活環境の確保という相反する施策の調和
- 営業者の権益の保護と規制の整合性
- 路上喫煙対策による様々なマナー向上への影響を期待
- 喫煙行為をなくすような提案も必要

第1回委員会のまとめ②

- 道徳的な観点からも議論したい
- 子どもを守り育てる観点からの取組みが必要
(煙・やけど・ポイ捨て)
- 第一義的には、大人のマナーやモラルの問題
- 市民や大阪へのビジターに対する条例内容の周知の徹底

「禁止地区」選定の考え方（基本的な基準）

違反者への罰則の適用（過料徴収）等による個人の利益の制限に対して、必要と考えられる基本的な基準

- 周囲の人に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域（危険性）
- 比較的通行者数（利用者）が多い地域（通行量）
- 区域の境界が明確であること（明確性）

「禁止地区」選定の考え方(その他の考慮すべき事項)

その他実効性の確保のために考慮すべき事項

- 不特定多数の人が利用するが、集客を主目的としない地域であり、比較的周辺の市民や事業者の協力が得にくい地域であること（「禁止地区」は行政が主体的に取り組み「（仮称）重点啓発推進地区」では、市民や事業者が主体的に取り組み、行政と協働する）
- 大阪を代表する地域で、啓発効果・PR効果の高い地域であること（波及効果を期待）

「禁止地区」選定の考え方(地域の明確性について)

地域の明確化が必要

- 違反行為の確認の為には「禁止地区」の明確性が必要である(市民等による「禁止地区」の識別の容易性と罰則適用時のトラブルの回避)
- 「禁止地区」を「面」で設定した場合、区域内に公道や私道が混在することとなり、禁止区域とその他の区域が不明確になるが、幹線道路等の「線」で設定した場合は、比較的區域が明確となる

「禁止地区」選定の考え方(まとめ)

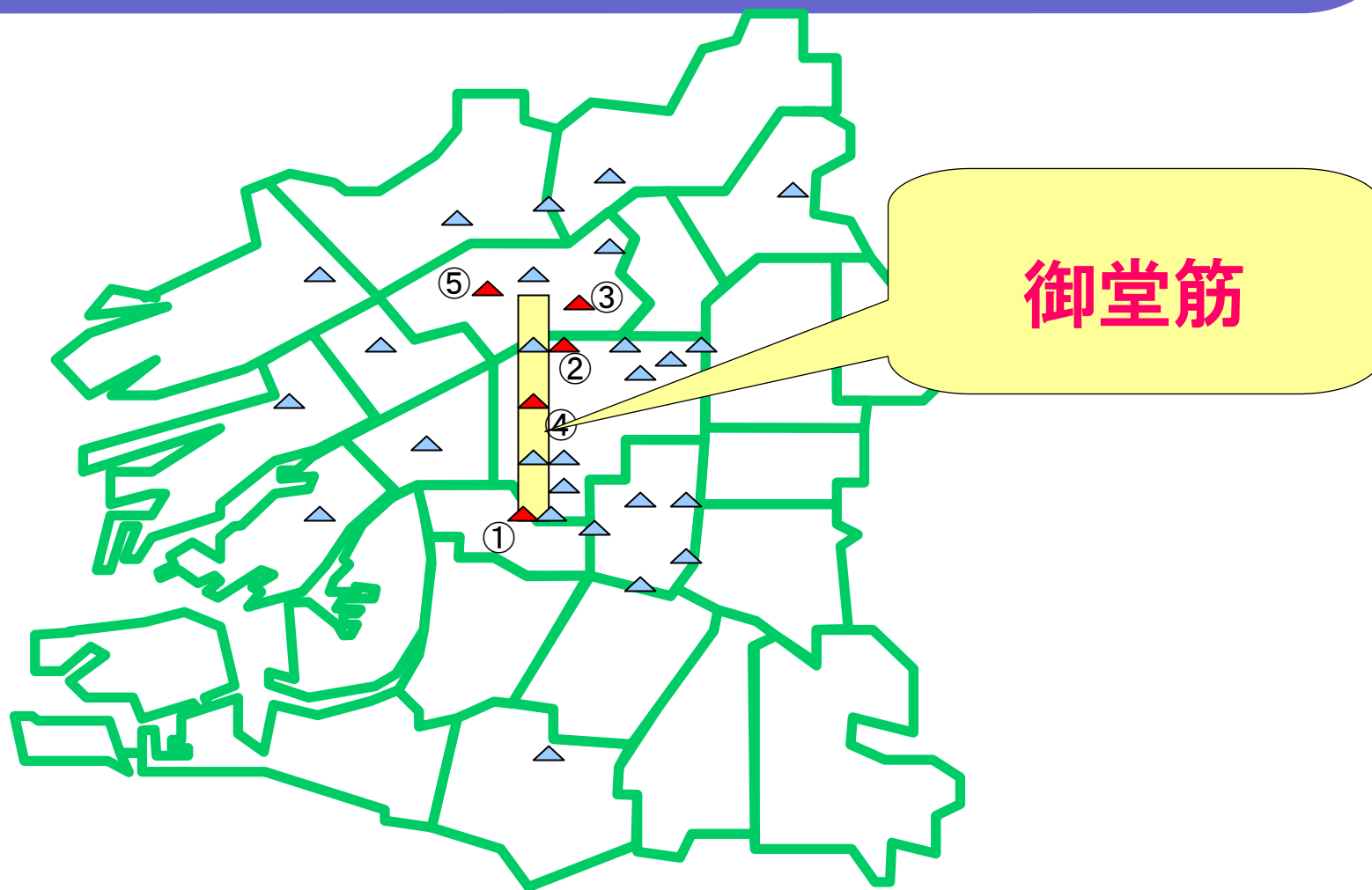
- 昨年度実施した定点調査の結果に基づき、危険性（通行者に占める喫煙者の率）や通行量の上位地域から選定したい
- 市民等の安心、安全及び快適な生活環境の確保といった行政目的を効果的かつ広域的（全市域）に達成するため、啓発効果の高い、大阪市を代表する地域を選定したい
- 禁止地区の明確性を高めるため、「面」で設定するのではなく、幹線道路等の「線」で設定することを前提に選定したい

調査結果（平成18年度3回実施 市内31ヶ所）

危険性（喫煙者率） 上位地点

順位	調査地点		数値
1	難波②	南海難波駅北側三角地	7.05%
2	中之島	中央公会堂前交差点	4.91%
3	東天満	堀川小学校周辺	4.38%
4	本町	本町3丁目交差点	3.68%
5	梅田②	桜橋交差点	3.67%

危険性から見た候補地域

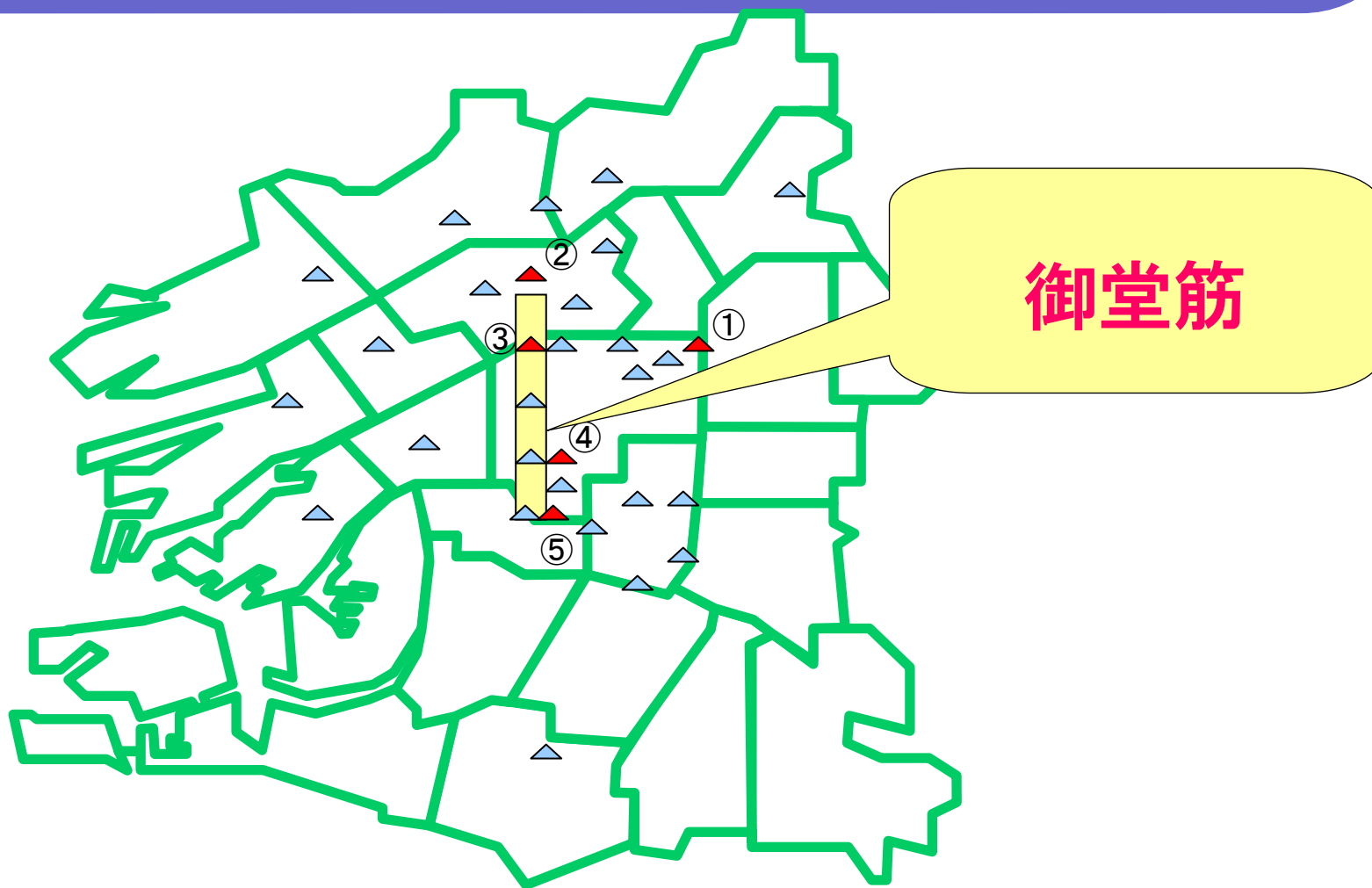


定点調査結果（平成18年度3回実施 市内31ヶ所）

通行量（通行者数） 上位地点

順位	調査地点		数値
1	京橋①	京橋駅間連絡通路	80,852
2	梅田①	大阪駅東側	47,645
3	淀屋橋	淀屋橋交差点	30,414
4	心齋橋②	心齋橋筋ヨーロッパ通交差点	29,062
5	難波①	難波駅東口	28,715

通行量から見た候補地域



「禁止地区」選定の大阪市の考え方

- 禁止地区選定の考え方及び定点調査結果から大阪市としては、御堂筋を禁止地区に指定したい
 - ・危険度で上位**5**地点の内**3**地点が御堂筋沿いにある
 - ・通行量で上位**5**地点の内**2**地点が御堂筋沿いにある
 - ・他の地域に比べ比較的規制範囲が明確である
 - ・大阪市を代表する地域であり、知名度が高くPR効果が期待できる

路上喫煙防止指導員の巡回イメージ

- 場 所
「路上喫煙禁止地区」 全域
- 巡回日
 - ・ 年末年始を除く毎日(土・日・祝含む)
 - ・ 朝夕の通勤時間帯を含む時間で設定
- 方 法
3～4名1組の3班体制でパトロール実施
- 内 容
啓発・指導及び過料徴収

過料徴収の基本的な考え方

- 対象者
「禁止地区」を通行する市民等
- 対象となる行為
「禁止地区」内での路上喫煙（立ち止っての喫煙・自転車等に乗車中の喫煙行為も含む）
- 過料徴収の方法
 - ・ 条例違反事実の現認
 - ・ 弁明の機会の付与
 - ・ 現金徴収もしくは納入通知書による徴収

過料徴収の流れ(手続き)

条例違反事実の現認

違反者確認
告知 (告知書交付)
弁明の機会の付与 (弁明書交付)

過料処分決定通知書交

現金徴収の場合

現金領収証書の交付

後日納付の場合

納入通知書交付

納付

未納

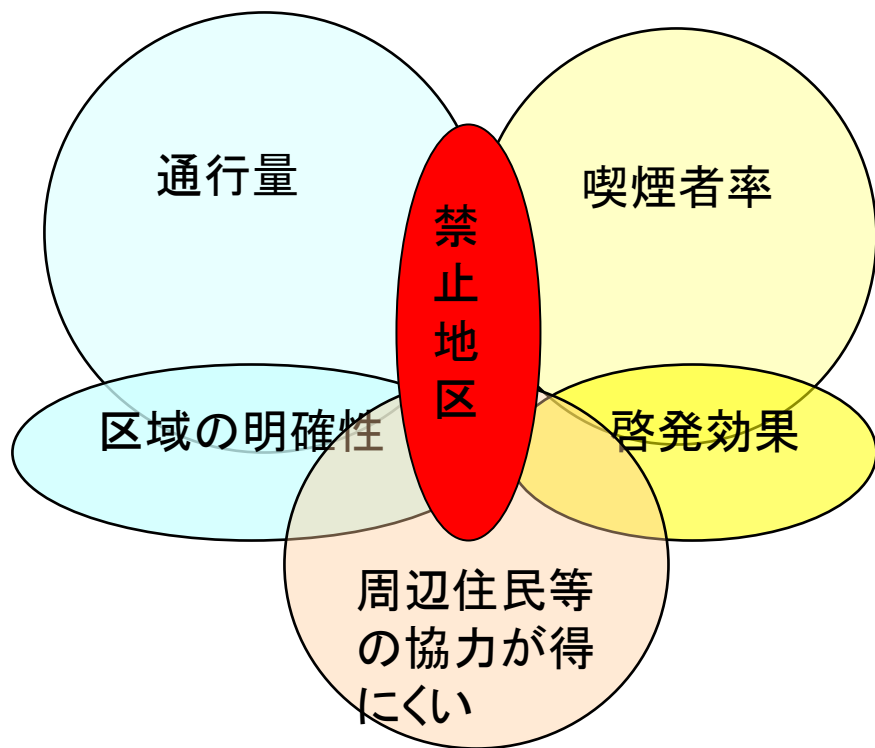
滞納処分

市長に異議申立て

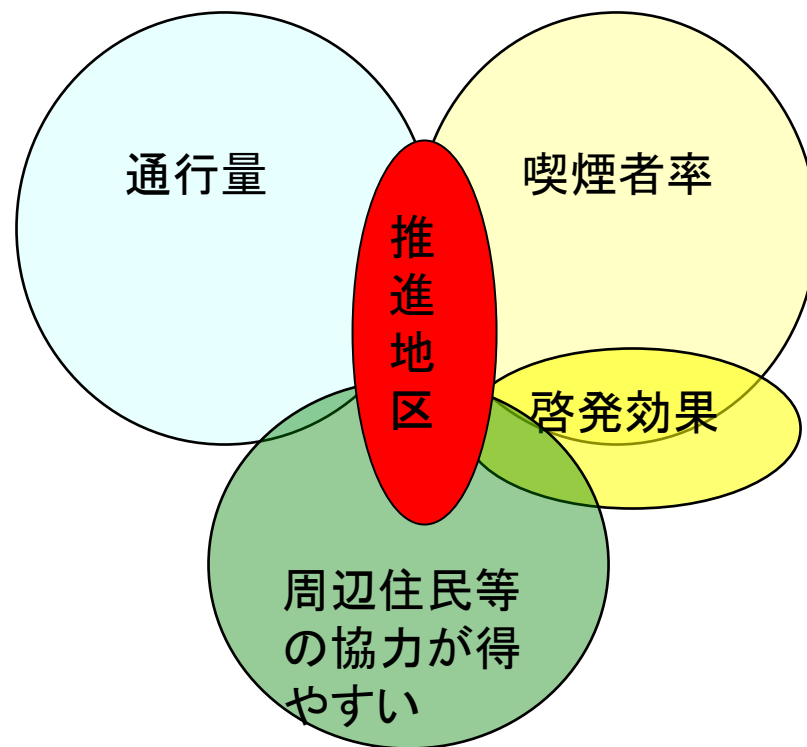
「禁止地区」と「（仮称）重点啓発推進地区」①

- 路上喫煙の問題は、基本的にマナーやモラルの問題であり、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙をしないように喫煙者自ら努めることが重要である
- 条例制定の趣旨からも、喫煙マナーやモラルの向上を図ることを施策の基本とすべきであり、喫煙する自由や嗜好を強く制限することとなる
「禁止地区」の指定は一部の地域に限定するべきである
- 一方、大阪市内には、不特定多数の市民が通行する商店街などの集客エリアで、子どもの安全の観点などから路上喫煙防止の取り組みが求められている地域が多くある。これらの地域で、市民や事業者が主体的に路上喫煙マナーやモラルの向上に取り組む地域であり、かつ行政との協働が効果的な地域を「（仮称）重点啓発推進地区」とし、路上喫煙マナー向上の取り組みの推進を図りたい

「禁止地区」と「(仮称)重点啓発推進地区」②



行政が主体的に取り組む



市民・事業者が主体的に取り組む

参考資料（インターネットアンケート）

大阪市環境局

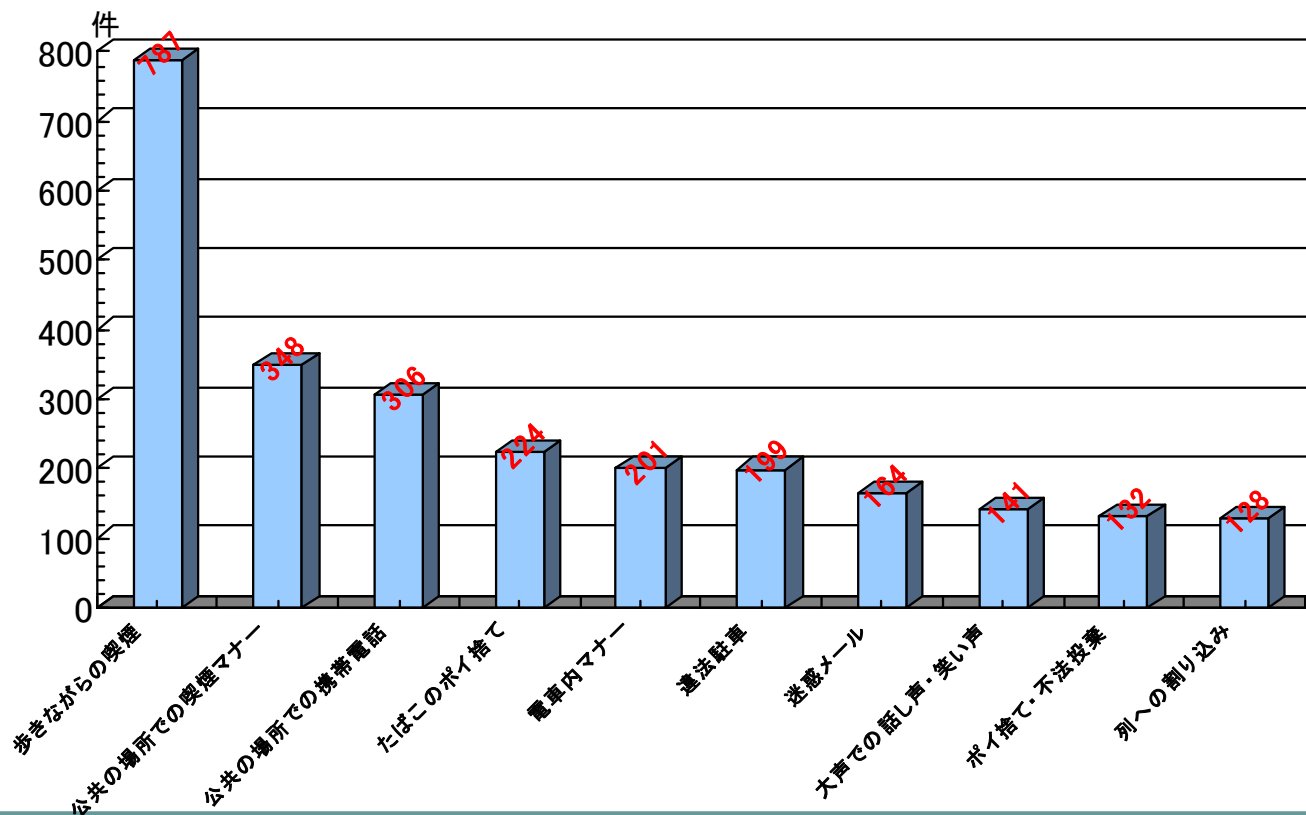
平成19年5月16日

① 「あなたが不快と感じる迷惑行為」

- 民間のネットリサーチで「あなたが不快だと感じる迷惑行為」についてのアンケート結果
 - 時期：平成17年5月
 - 対象：全国の男女4,493（男性1,947人、女性2,546人）
 - 実施会社：DIMSDRIVE（ディムスドライブ）
 - テーマ：「あなたが不快だと感じる迷惑行為は何ですか」

① 「あなたが不快と感じる迷惑行為」

迷惑行為と感じる事項について自由回答を求めた結果（複数回答・上位10位）喫煙マナーに関する行為が1.2.4位を占めている

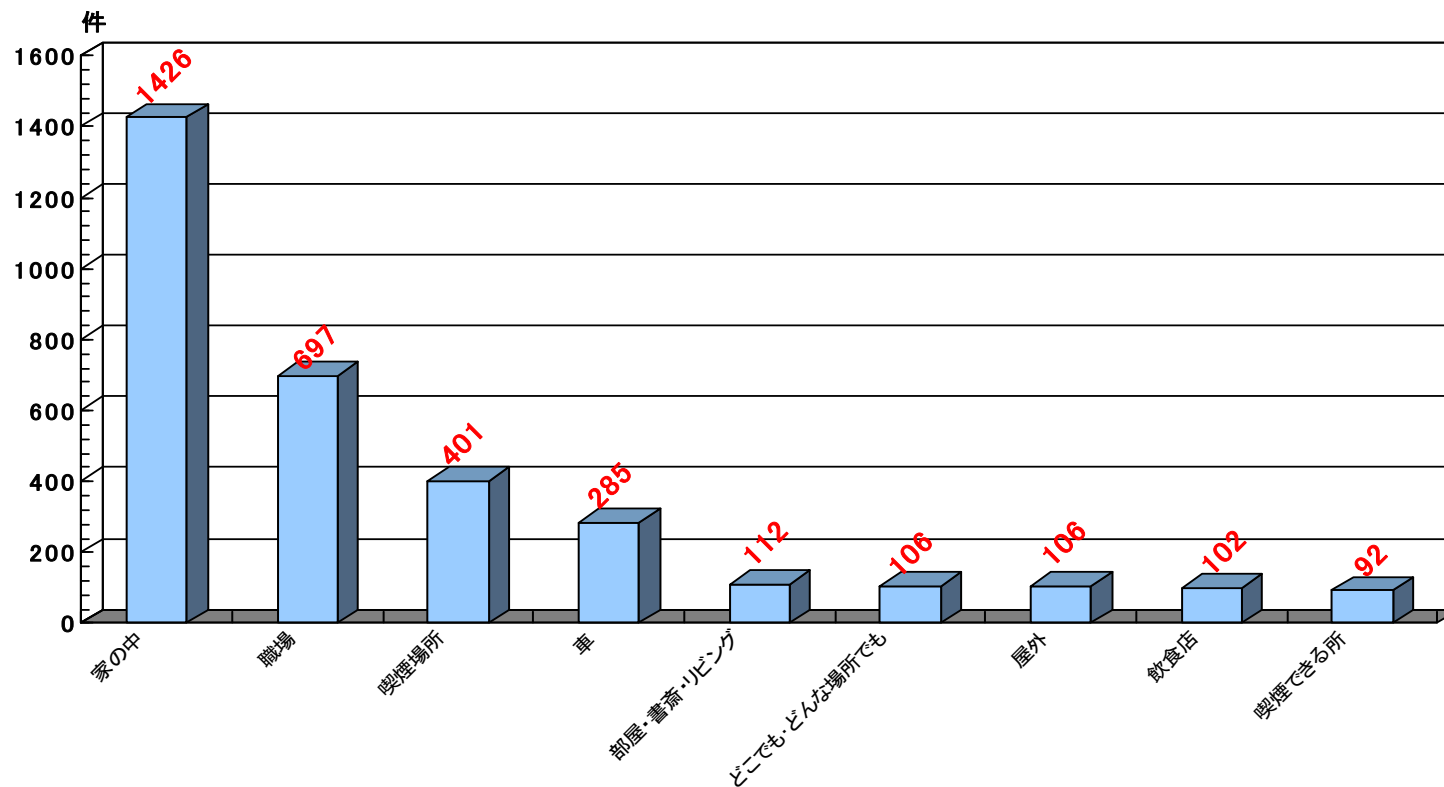


②「たばことマナー」

- 民間のネットリサーチで「たばことマナー」についてのアンケート結果
 - 時期：平成18年6月
 - 対象：全国の男女8,273人（男性3,577人、女性4,696人）
 - 喫煙者：約2,395人（29.0%）
 - 実施会社：DIMSDRIVE（ディムスドライブ）
 - テーマ：「たばことマナー」

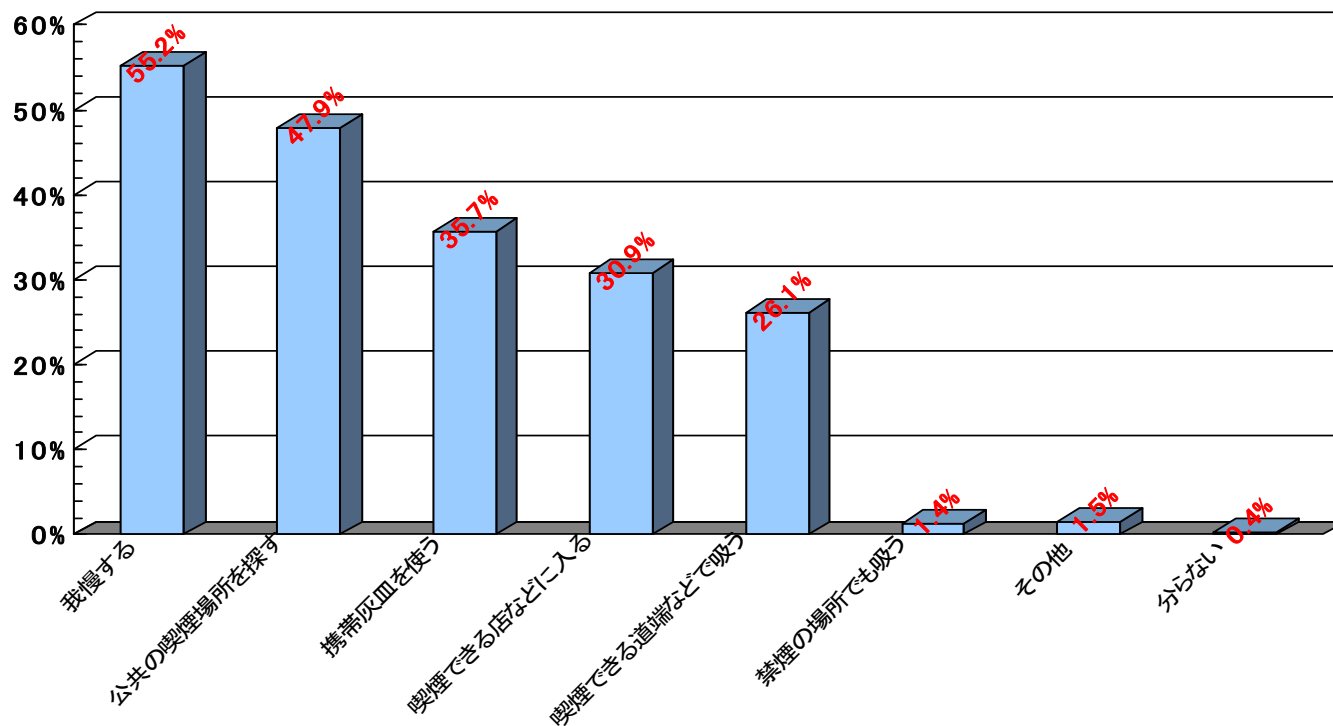
② 「たばことマナー」 (吸っている場所)

たばこを吸う場所について自由回答を求めた結果 (複数回答・上位10位) 家や職場が多い反面、「どこでも吸う」との回答が106件 (喫煙者の4.4%) あった



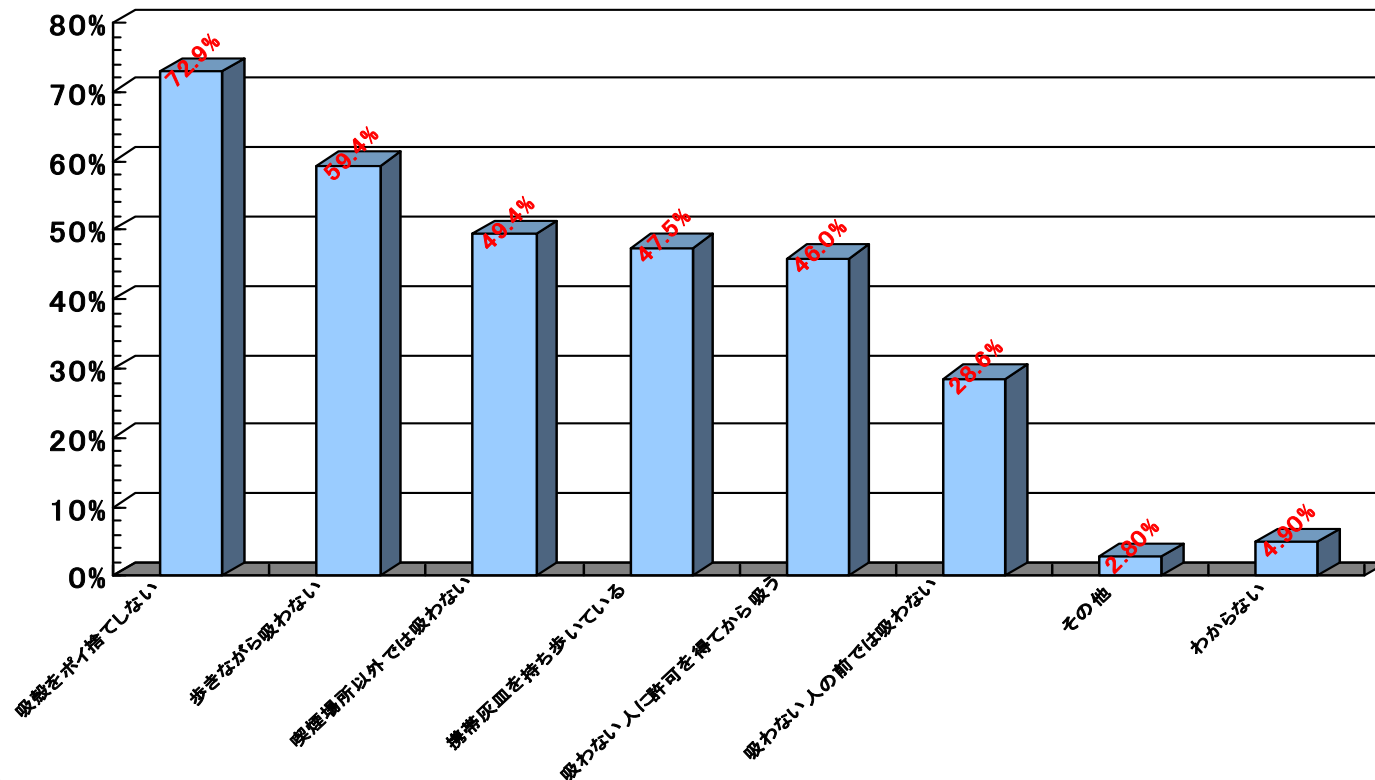
② 「たばことマナー」 (喫煙場所がない場合)

喫煙場所がない場合の対応について回答を求めた結果 (複数回答) 「がまんする」が半数を超えたが、「禁煙の場所でも吸う」と回答した人も1.4%いた



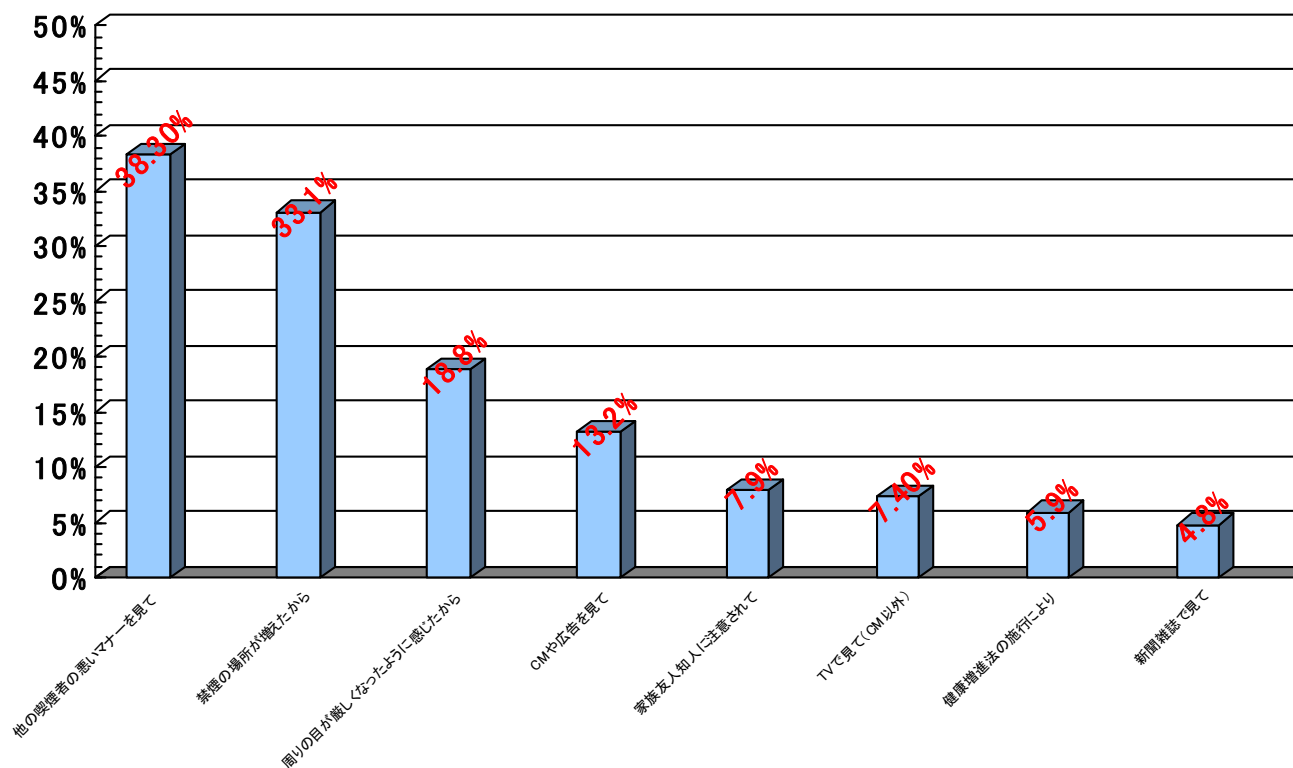
② 「たばことマナー」 (実行しているマナー)

日頃実行しているマナーについて回答を求めた結果 (複数回答) 「吸殻のポイ捨てをしない」が72.9%で、「歩きながら吸わない」が59.4%であった



② 「たばことマナー」 (マナーを守るようになったきっかけ)

マナーを守るようになったきっかけについて回答を求めた結果 (複数回答)
「他人の悪いマナーを見て」が38.3%、次いで「禁煙場所が増えたから」が33.1%であった



② 「たばことマナー」 (喫煙場所について)

喫煙場所について全員に回答を求めた結果 (単一回答) 「なくした方が良い」と「増やした方が良い」がほぼ同数であり、賛成・反対もほぼ半数であった

